

指定介護老人福祉施設そせい苑 (短期入所生活介護) 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(指定第京都府 第70900113号)

当施設は利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◆◇ 目 次 ◇◆

1. 施設経営法人.....	1
2. 施設の概要.....	1
3. 居室の概要.....	2
4. 職員の配置状況.....	2～ 3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金.....	4～10
6. 減額について.....	11
7. 介護保険の給付対とならないサービス.....	11
8. 利用料金のお支払い方法.....	11
9. 利用中の医療の提供について.....	12
10. 虐待防止に関する事項.....	12
11. 身体拘束に関する事項.....	13
12. 施設を退所していただく場合.....	13
13. 利用者からの退所の申し出.....	13～14
14. 事業者からの申し出により退所していただく場合.....	14
15. 円滑な退所のための援助.....	14
16. 苦情の受付について.....	14
17. 施設利用の注意事項.....	15～16
18. 個人情報の取り扱いについて.....	17
19. 特別メニューについて.....	18

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 : 社会福祉法人 永山会
- (2) 法人所在地 : 京都府京都市伏見区下鳥羽但馬町150番地
- (3) 電話番号 : 075-605-1026
- (4) 代表者氏名 : 理事長 津田 知宏
- (5) 設立年月 : 平成6年11月8日

2. 施設の概要

- (1) 施設の種類 : 指定介護老人福祉施設 平成12年4月1日指定
(京都府指令20介事第94号 平成12年4月1日指定)
- (2) 施設の目的 : 指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。

この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。
- (3) 施設の名称 : 特別養護老人ホーム そせい苑
- (4) 施設の所在地 : 京都市伏見区下鳥羽但馬町150番地
- (5) 電話番号 : 075-605-1026
FAX 番号 : 075-605-1029
- (6) 施設長(管理者) : 星川 光
- (7) 施設の運営方針 : **法人理念「明るく、楽しく、美しく」**

みなさまが、楽しく健やかに生活していただけるよう、温もりのある暖かな雰囲気作りを心がけております。
- (8) 開設年月 : 平成7年12月12日
- (9) 入所定員 : 4名

3. 居室の概要

- (1) 居室等の概要 : 当施設では以下の居室、設備をご用意しています。他の種類の居室への入居をご希望される場合には、その旨お申し出下さい。(但し、本人の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数
個室(トイレ付)	2室
2人部屋	2室
4人部屋	12室
合計	16室
食堂(2F、3F)	2室
機能回復訓練室	1室
医務室	1室
浴室(一般浴、リフト浴、特殊浴)	2室
トイレ	各階1箇所

- * 上記は厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあつては、利用者に特別にご負担いただく費用はございません。
- * 居室の変更 : 本人から居室変更の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、本人の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、本人や主介護者(代理者)と協議の上決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、利用者に対して指定介護老人福祉サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

《主な職員の配置状況》 ※職員の配置については、指定基準を満たしています。
※指定介護老人福祉施設と兼務

令和6年4月(現在)

職種	実日数	常勤	非常勤	常勤換算
1. 施設長(兼務)	1名	1名	0名	0.4
2. 介護職員(兼務)	19名	7名	12名	14.4
3. 生活相談員(兼務)	1名	1名	0名	1.0
4. 看護職員(兼務)	3名	2名	1名	2.8
5. 機能回復指導員(兼務)	1名	1名	0名	1.0
6. 管理栄養士(兼務)	1名	1名	0名	1.0

《主な職種の勤務体系》

職 種	勤 務 体 系
1. 施設長 (兼務)	(日勤) 8:30～17:30
2. 介護職員 (兼務)	標準的な時間帯における最低配置人員 (日勤) 6:30～22:00 ⇔ この内の8時間 (夜勤) 21:45～ 6:45
3. 生活相談員 (兼務)	(日勤) 8:30～17:30
4. 看護職員 (兼務)	(日勤) 8:30～17:30
5. 機能回復指導員 (兼務)	(日勤) 8:30～17:30
6. 管理栄養士 (兼務)	(日勤) 8:30～17:30

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者に対して以下のサービス提供をします。

当施設が提供するサービスについて

- | |
|--|
| I. 利用料金が介護保険から給付される場合
II. 利用料金の全額を利用者にご負担いただく場合 |
|--|

(1) 当施設が提供する基準介護サービス

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。サービス利用料金については、1割、2割(平成27年8月より)、3割(平成30年8月より)の負担となります。

〈サービスの概要〉

居宅サービス計画・入所サービス計画(ケアプラン)に基づき、介護計画を作成しサービスを提供いたします。

① 入所時サービス

- ・ 入所当初に施設での生活に慣れて頂く為に、様々な支援を行います。

② 居室の提供

③ 食事の介助(ただし食事の提供にかかる費用は別途お支払いいただきます。)

- ・ 食事の準備・介助を行います。
- ・ 管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ 利用者の状態に応じた適切な栄養ケア計画を作成致します。
- ・ 利用者の自立支援のため離床して食事をとっていただくことを原則としています。

* 食事時間

(朝 食) 8:00～ (昼食) 12:00～ (夕食) 18:00～

- * 食事時間については、利用者様の体調及びご希望に応じて随時検討させていただきます。また食事の場所についても同様にさせていただきます。

④ 排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤ 入浴

- ・ 入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・ 寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することもできます。体調あるいは入浴拒否により入浴できない際もあります。無理強いは出来ませんのでご了承下さい。

⑥ 健康管理

- ・ 看護職員が、健康管理を行います。
- ・ 薬は施設内の医務室にて管理しております。

⑦ 機能訓練

- ・ 利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の訓練またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑧ その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
- ・ ご自宅での生活のリズムが損なわれないよう配慮します。

(2) サービス利用料金（1日あたり）

- * 下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（1割，2割（平成27年8月より），3割（平成30年8月より））と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）

- * 本人がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、本人が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- * 介護保険からの給付額、要介護度に変更があった場合、変更された額に合わせて、本人の負担額も変更になります。介護保険からの給付額、要介護度に変更があった場合、利用者の自己負担額も変更されます。

利 用 料 金 [多床室]

令和6年8月1日

特別養護老人ホーム そせい苑（短期入所生活介護）

* 1 日間（1日あたり）

“1割負担の場合”

* 1 単位（10.55円）

			要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
a) サービス利用料			(451単位) 4,758円	(561単位) 5,919円	(603単位) 6,362円	(672単位) 7,090円	(745単位) 7,860円	(815単位) 8,598円	(884単位) 9,326円
b) 機能訓練体制加算	(12単位)	1 / 回	127円						
c) 介護送迎加算	(184単位)	1 / 回	1,941円						
d) 介護サービス費 小計			4,758円	5,919円	6,362円	7,090円	7,860円	8,598円	9,326円
e) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） (d) × 13.6%			647円	805円	865円	964円	1,069円	1,169円	1,268円
f) 介護サービス費 合計			5,405円	6,723円	7,227円	8,054円	8,929円	9,768円	10,595円
g) 自己負担額 *1割負担額			541円	672円	723円	805円	893円	977円	1,059円

	4段階	3段階②	3段階①	2段階	1段階
h) 食費 * 3食/日	1,445円	1,360円	650円	390円	300円
i) 居住費 * 滞在費	915円	430円	430円	430円	0円
j) 食費+居住費合計	2,360円	1,790円	1,080円	820円	300円
k) おやつ代 (100円) * 任意です。	100円	100円	100円	100円	100円

負担限度額認定者		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第4段階	(食費・居住費)	2,360円						
	(自己負担額合計)	2,901円	3,032円	3,083円	3,165円	3,253円	3,337円	3,419円
第3段階②	(食費・居住費)	1,790円						
	(自己負担額合計)	2,331円	2,462円	2,513円	2,595円	2,683円	2,767円	2,849円
第3段階①	(食費・居住費)	1,080円						
	(自己負担額合計)	1,621円	1,752円	1,803円	1,885円	1,973円	2,057円	2,139円
第2段階	(食費・居住費)	820円						
	(自己負担額合計)	1,492円	1,492円	1,543円	1,625円	1,713円	1,797円	1,879円
第1段階	(食費・居住費)	300円						
	(自己負担額合計)	841円	972円	1,023円	1,105円	1,193円	1,277円	1,359円

利 用 料 金
[多 床 室]

特別養護老人ホーム そせい苑（短期入所生活介護）
“2割負担の場合”

令和6年8月1日
* 1 日間 (1日あたり)
* 1 単位 (10.55円)

			要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
a) サービス利用料			(451単位) 4,758円	(561単位) 5,919円	(603単位) 6,362円	(672単位) 7,090円	(745単位) 7,860円	(815単位) 8,598円	(884単位) 9,326円
b) 機能訓練体制加算	(12単位)	1 / 回	127円						
c) 介護送迎加算	(184単位)	1 / 回	1,941円						
d) 介護サービス費 小計	(196単位)		4,758円	5,919円	6,362円	7,090円	7,860円	8,598円	9,326円
e) 介護職員等処遇改善加算 (II) (d) × 13.6%			647円	805円	865円	964円	1,069円	1,169円	1,268円
f) 介護サービス費 合計			5,405円	6,723円	7,227円	8,054円	8,929円	9,768円	10,595円
g) 自己負担額 *2割負担額			1,081円	1,345円	1,445円	1,611円	1,786円	1,954円	2,119円

		4 段階
h) 食 費 * 3 食 / 日		1,445円
i) 居住費 * 滞在費		915円
j) 食費 + 居住費合計		2,360円
k) おやつ代 (100円) * 任意です。		100円

負担限度額認定者		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第 4 段階	(食費・居住費)	2,360円						
	(自己負担額合計)	3,441円	3,705円	3,805円	3,971円	4,146円	4,314円	4,479円

利 用 料 金
[多 床 室]

特別養護老人ホーム そせい苑（短期入所生活介護）
“3割負担の場合”

令和6年8月1日
* 1 日間 (1日あたり)
* 1 単位 (10.55円)

			要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
a) サービス利用料			(451単位) 4,758円	(561単位) 5,919円	(603単位) 6,362円	(672単位) 7,090円	(745単位) 7,860円	(815単位) 8,598円	(884単位) 9,326円
b) 機能訓練体制加算	(12単位)	1 / 回	127円						
c) 介護送迎加算	(184単位)	1 / 回	1,941円						
d) 介護サービス費 小計	(196単位)		4,758円	5,919円	6,362円	7,090円	7,860円	8,598円	9,326円
e) 介護職員等処遇改善加算 (II) (d) × 13.6%			647円	805円	865円	964円	1,069円	1,169円	1,268円
f) 介護サービス費 合計			5,405円	6,723円	7,227円	8,054円	8,929円	9,768円	10,595円
g) 自己負担額 *3割負担額			1,622円	2,017円	2,168円	2,416円	2,679円	2,930円	3,178円

		4 段階
h) 食 費 * 3 食 / 日		1,445円
i) 居住費 * 滞在費		915円
j) 食費 + 居住費合計		2,360円
k) おやつ代 (100円) * 任意です。		100円

負担限度額認定者		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第 4 段階	(食費・居住費)	2,360円						
	(自己負担額合計)	3,982円	4,377円	4,528円	4,776円	5,039円	5,290円	5,538円

利 用 料 金

〔 従来型個室 〕

令和6年8月1日

特別養護老人ホーム そせい苑（短期入所生活介護）

* 1 日間（1日あたり）

“1割負担の場合”

* 1 単位（10.55円）

			要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
a) サービス利用料			(451単位) 4,758円	(561単位) 5,919円	(603単位) 6,362円	(672単位) 7,090円	(745単位) 7,860円	(815単位) 8,598円	(884単位) 9,326円
b) 機能訓練体制加算	(12単位)	1 / 回	127円						
c) 介護送迎加算	(184単位)	1 / 回	1,941円						
d) 介護サービス費 小計	(196単位)		4,758円	5,919円	6,362円	7,090円	7,860円	8,598円	9,326円
e) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） (d) × 13.6%			647円	805円	865円	964円	1,069円	1,169円	1,268円
f) 介護サービス費 合計			5,405円	6,723円	7,227円	8,054円	8,929円	9,768円	10,595円
g) 自己負担額 *1割負担額			541円	672円	723円	805円	893円	977円	1,059円
			4段階	3段階②	3段階①	2段階	1段階		
h) 食費 *3食/日			1,445円	1,360円	650円	390円	300円		
i) 居住費 *滞在費			1,231円	880円	880円	480円	380円		
j) 食費+居住費合計			2,676円	2,240円	1,530円	870円	680円		
k) おやつ代 (100円) *任意です。			100円	100円	100円	100円	100円		
負担限度額認定者			要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第4段階	(食費・居住費)		2,676円						
	(自己負担額合計)		541円	3,348円	3,399円	3,481円	3,569円	3,653円	3,735円
第3段階②	(食費・居住費)		2,240円						
	(自己負担額合計)		2,781円	2,912円	2,963円	3,045円	3,133円	3,217円	3,299円
第3段階①	(食費・居住費)		1,530円						
	(自己負担額合計)		2,071円	2,202円	2,253円	2,335円	2,423円	2,507円	2,589円
第2段階	(食費・居住費)		870円						
	(自己負担額合計)		1,542円	1,542円	1,593円	1,675円	1,763円	1,847円	1,929円
第1段階	(食費・居住費)		680円						
	(自己負担額合計)		1,221円	1,352円	1,403円	1,485円	1,573円	1,657円	1,739円

利 用 料 金
[従来型個室]

特別養護老人ホーム そせい苑（短期入所生活介護）

令和6年8月1日

* 1 日間（1日あたり）

“2割負担の場合”

* 1 単位（10.55円）

			要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
a) サービス利用料			(451単位)	(561単位)	(603単位)	(672単位)	(745単位)	(815単位)	(884単位)
			4,758円	5,919円	6,362円	7,090円	7,860円	8,598円	9,326円
b) 機能訓練体制加算	(12単位)	1 / 回	127円						
c) 介護送迎加算	(184単位)	1 / 回	1,941円						
d) 介護サービス費 小計	(196単位)		4,758円	5,919円	6,362円	7,090円	7,860円	8,598円	9,326円
e) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） (d) × 13.6%			647円	805円	865円	964円	1,069円	1,169円	1,268円
f) 介護サービス費 合計			5,405円	6,723円	7,227円	8,054円	8,929円	9,768円	10,595円
g) 自己負担額 *2割負担額			1,081円	1,345円	1,445円	1,611円	1,786円	1,954円	2,119円
			4 段階						
h) 食 費 *3食/日			1,445円						
i) 居住費 *滞在費			1,231円						
j) 食費+居住費合計			2,676円						
k) おやつ代 (100円) *任意です。			100円						
負担限度額認定者			要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第4段階	(食費・居住費)		2,676円						
	(自己負担額合計)		1,081円	4,021円	4,121円	4,287円	4,462円	4,630円	4,795円

利 用 料 金
[従来型個室]

特別養護老人ホーム そせい苑（短期入所生活介護）

令和6年8月1日

* 1 日間（1日あたり）

“3割負担の場合”

* 1 単位（10.55円）

			要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
a) サービス利用料			(451単位)	(561単位)	(603単位)	(672単位)	(745単位)	(815単位)	(884単位)
			4,758円	5,919円	6,362円	7,090円	7,860円	8,598円	9,326円
b) 機能訓練体制加算	(12単位)	1 / 回	127円						
c) 介護送迎加算	(184単位)	1 / 回	1,941円						
d) 介護サービス費 小計	(196単位)		4,758円	5,919円	6,362円	7,090円	7,860円	8,598円	9,326円
e) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） (d) × 13.6%			647円	805円	865円	964円	1,069円	1,169円	1,268円
f) 介護サービス費 合計			5,405円	6,723円	7,227円	8,054円	8,929円	9,768円	10,595円
g) 自己負担額 *3割負担額			1,622円	2,017円	2,168円	2,416円	2,679円	2,930円	3,178円
			4 段階						
h) 食 費 *3食/日			1,445円						
i) 居住費 *滞在費			1,231円						
j) 食費+居住費合計			2,676円						
k) おやつ代 (100円) *任意です。			100円						
負担限度額認定者			要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第4段階	(食費・居住費)		2,676円						
	(自己負担額合計)		1,622円	4,693円	4,844円	5,092円	5,355円	5,606円	5,854円

6. 減額について

(1) 介護保険負担限度額認定

食費と居住費には段階によって補足給付(特定利用者介護サービス費)の対象となり負担限度額が以下ようになります。

利用者負担段階	従来型個室	多床室	食費
第1段階	380円	0円	300円
第2段階	480円	430円	600円
第3段階①	880円	430円	1,000円
第3段階②	880円	430円	1,300円
第4段階	1,171円	915円	1,445円

7. 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

- ① 食費・居住費：実費負担
- ② おやつ代（希望者のみ）100円/日
- ③ 理髪・美容：実費負担
- ④ レクリエーション、クラブ活動：実費負担（講師料及び材料費代）

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

契約時にクラブ参加の有無を確認させていただきますが、入所後も随時契約内容の変更を受け付けています。

- ⑤ 日常生活費
- ⑥ 複写物の交付（コピー代 10円/枚）

利用者は、サービス提供についての記録を閲覧できますが、複写物を必要とする場合は実費をご負担いただきます。

- ⑦ 証明書代：3,000円
- ⑧ 電気代（1品＝50円/日） 但しひげそり：10円/日

8. 利用料金のお支払い方法

料金・費用は、1ヶ月毎に計算し、口座引落としになります。

株式会社セディナより金融機関等の口座からの自動引き落としとなります。

（引き落とし手数料自己負担）

何らかの不備により口座からの自動引き落としが不可能な場合、窓口・当施設指定口座への振込となります

9. 利用中の医療の提供について

- ① ショートステイ利用前日までにご本人、ご家族に風邪症状等（特にインフルエンザ・ノロウイルス）ございましたら苑に連絡してください。前日お迎えに時間と体調確認をさせていただきます。当日お迎えの際チェック表で再度体調確認させていただきます。苑来られてから、熱発（37℃以上）、風邪症状（鼻水・咳・下痢・嘔吐・食欲不振その他いつもと違う様子）であれば利用中であっても帰っていただくことがあります。ショートステイご利用中の医療機関受診や緊急受診に関しては、ご家族様の付き添いが必要となります。協力医療機関以外の受診については、当苑による送迎は行っておりません。原則として短期入所生活介護中の服薬、定期的な病院受診は行っておりません。
- ② 医療を必要とする場合は、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。原則として短期入所生活介護中の服薬、定期的な病院受診は行っておりません。
- ③ 緊急時等の必要な際には下記医療機関に協力を仰ぎます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。）

[協力医療機関・協力歯科医療機関]

・ 医療機関の名称 : 宇治徳洲会病院 所在地 : 京都府宇治市槇島町石橋145 電話番号 : 0774-20-1111
・ 医療機関の名称 : 伏見桃山総合病院 所在地 : 京都府京都市伏見区下油掛町895 電話番号 : 075-621-1111
・ 医療機関の名称 : 大島病院 所在地 : 京都府京都市伏見区桃山町泰長老115 電話番号 : 075-622-0701
・ 医療機関の名称 : 松山医院 所在地 : 京都市伏見区久我東町1-55 電話番号 : 075-932-0601
・ 医療機関の名称 : 谷歯科医院 所在地 : 京都府宇治市下居5番地 谷ビル1階 電話番号 : 0774-23-5553

10. 虐待防止に関する事項

1. 事業所は、入所者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ② 入所者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③ その他虐待防止のために必要な措置
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

11. 身体拘束に関する事項

1. 身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。事業所では利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努める。
2. 事業所においては、原則として身体拘束等を禁止する。
3. 事業所に身体拘束を適性化することを目的として身体拘束適性化委員会を設置する。
 - ① 委員会は、多職種にて構成し、選任された職員から委員長を選任する。
 - ② 委員会は、3ヵ月1回の定例開催及び委員長の判断による臨時会を開催する。
4. 虐待・身体拘束についての研修会を、法人において年2回の実施とともに、新規採用時にも研修を実施する。
5. 事業所内で発生した身体拘束等は、所定の報告書を作成し、委員会へ報告する。
6. 本人又は他の入居者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行う。
また、身体拘束を行った場合は医師をはじめ身体拘束適正化委員担当者を中心に十分な観察を行うとともに、その行う処遇の質の評価及び経過記録を行い、できるだけ早期に拘束を介助すべく努力をする。
7. 身体拘束廃止マニュアルを閲覧できる場所に設置する。

12. 施設を利用中止していただく場合（契約の終了について）

以下のような事由の際には短期入所生活介護の予定期間内であった際でも、当施設との契約は終了し、本人に退所していただくことになります。

- ① 介護認定により本人の心身の状況が自立と判定された場合。
- ② 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により苑を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ④ 事業者が介護保険の指定取り消された場合、又は指定を辞退した場合
- ⑤ 本人から利用中止の申し出があった場合。（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から利用中止の申し出があった場合。（詳細は以下をご参照下さい。）

13. 利用者からの利用中止の申し出（契約解除）

契約の有効期間であっても、利用者からの利用中止を申し出ることができます。

但し、以下の場合には、即座に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 施設の運営規定の変更に同意できない場合
- ③ 利用者が施設入所された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合。

- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を契約しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑦ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

14. 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から利用中止していただくことがあります。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② 利用者のサービス料金の支払いが正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合。
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④ 利用者が入院した場合。

15. 契約の終了

- ① 利用者が、介護老人福祉施設に入所された場合。
- ② 利用者が、逝去された場合。

16. 苦情の受付について

- ① 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

また、ご意見ボックスを1F受付前、2・3階寮母室前に設置しています。

- ② 行政機関のその他苦情受付機関

苦情受付窓口	片岡 重樹（生活相談員）	075-605-1026
苦情解決責任者	宮川 哲子（苦情統括責任者）	075-612-1100
第三者委員会	寺田 次輝 吉澤 英樹	075-611-1937 075-723-7063
そ の 他	伏見区役所保健福祉センター健康長寿推進課	075-611-2278
	京都府国民健康保険団体連合会	075-354-9090
	京都市においてはお住まいの区の区役所支所福祉介護課 他の市町村においては介護保険担当窓口	

17. 施設利用の注意事項

当施設のご利用に当たって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

① 持ち込みの制限

- ・ 生もの、ペット、危険物（刃物等）、高額なもの、その他に他の利用者のご迷惑となるもの。
- ・ テレビ、ラジオは持ち込み可能ですが、他の利用者の迷惑にならないようイヤホンを使用して下さい。
 - * その他の電気製品等の持ち込みこみについてはご相談下さい。
- ・ 利用者の個人管理のお金の管理、金額の把握は出来ません。紛失した場合も一切責任がおえませんが、万一の紛失時に備えて、衣類・生活用品等の持ち物には、全て名前を油性のマジックで記入して下さい。食事療法等を行っている方もいらっしゃいますので他の利用者へのお心遣いをご遠慮下さい。

② 面会

- ・ 面会時間 9：00～19：00
 - * 来苑時は、事務所に必ず面会簿にご記入下さい。

③ 食事

- ・ 食事が不要な場合は、お申し出下さい。

④ 施設・設備の使用上の注意

- ・ 居室および共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・ 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者により自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・ 利用者に対するサービスの実施および安全衛生上の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分配慮を行います。
- ・ 他の入所者や当施設の職員に対し、宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑を及ぼすような行為を行うことはできません。

⑤ 喫煙・飲酒

- ・ 施設内全館禁煙となっております。
- ・ 飲酒については入所後ご利用者の身体状況を含め検討させていただきます。
 - * 医師の確認を必要とします。

⑥ 体調について

ご利用の初日に職員に対して健康状態及び最終排便日をお知らせ下さい。発熱や咳、体調不良の際にはご利用をお断りすることもあります。

⑦ ケガ、病気について

- ・ 介護に際して職員は細心の注意をはらっていますが、予測し得ない事故が起こることがあります。そのような場合責任は負えません。
 - 例) (1) 歩行できない人がベッドから降りようとして転落する。
 - (2) 少しの段差により転倒し骨折する。
 - (3) 状態に合った食事を提供しているにも関わらず、喉に詰まるなど誤嚥する。
 - ・ 集団生活上、風邪等の感染の問題が起こり得ます。その際面会中止とさせて頂く場合がございます。
 - ・ 残存機能を維持し、レベルアップをはかるため個別のプログラムを立て援助を行いますが、加齢に伴い家族の希望に添えないような機能低下や認知症状が発生することもあります。
- ⑧ 緊急時の対応
- ・ 24時間緊急連絡体制により対応しております。
 - ・ 利用者の体調不良・容態に変化等があった場合は、日中は介護・看護により、夜間は看護・医療に連絡する等必要な処置を講ずる他、主介護者（代理者）へ速やかに連絡します。
- ⑨ 事故発生時の対応
- ・ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者、主介護者（代理者）及び市町村、京都府、関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - ・ 賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行う。
- ⑩ 非常災害対策について
- ・ 非常災害に関する具体的計画（消防計画）を立てておくとともに、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
 - ・ 防災管理者：苑長 星川 光
 - ・ 別途定める地震・水害マニュアルに基づき、迅速に利用者の安全確保を行います。
- ⑪ 感染症発生時
- ・ 感染症対策委員会を設置し、衛星管理、健康管理等の予防対策と発生時の対策を整備し感染症の発生に備えています。
 - ・ 感染症の発生を確認した場合、早急に感染症拡大を防ぐ対策を講じ、蔓延防止に努めます。
 - ・ 3ヶ月に1回感染症委員会を開催しています。
- ⑫ 損害賠償について
- ・ 当施設において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を補償いたします。
 - ・ 守秘義務に違反した場合も同様とします。
 - ・ 損害の発生について利用者に故意又は過失が認められる場合には利用者の置かれた心身の状況を勘酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

18. 個人情報取り扱いについて

1. 当事業所で得た個人情報については、これを厳重に管理するとともに、保存の必要性がなくなった時点でこれを速やかにかつ適正に処分します。
2.
 - ① 入退所にあたり居宅介護支援事業者等とのサービス担当者会議、居宅介護支援事業者、保健医療サービス、福祉サービスを提供する者との連絡調整等において必要な場合
 - ② 医療サービスが必要となった際の主治の医師又は歯科医師等の意見を求める場合、入院等により病院、医院に個人情報の伝達が必要な場合
 - ③ 行政等の監査、第三者評価において外部からの調査に従う場合
3. 使用する事業者等の範囲
利用者が関係する保険医療、福祉サービス事業者の全て、行政等監査機関、第三者評価機関
4. 使用する期間
別紙契約書の定める期間
5. 条件
 - ① 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外のものに漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
 - ② 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

《 特別メニューについて 》

そせい苑では利用期間中の皆様が少しでも快適な生活を送って頂けるよう、より高いレベルの生活環境を整えることが大切であると考えています。

基本サービスに加え、下記の追加サービスをご用意いたしますので、是非ご利用ください。

<input type="checkbox"/>	おやつ代 100円／日 (月単位若しくは利用単位の申込) 喫茶・クラブ等で内容が変わる場合があります。
<input type="checkbox"/>	実 費 生け花クラブ・書道クラブ・音楽クラブ・喫茶クラブ等
<input type="checkbox"/>	電気代1品 50円／日 (テレビは持ち込みで、使用の際はイヤホンをご使用下さい)
<input type="checkbox"/>	ひげそり 10円
<input type="checkbox"/>	複写代 10円／枚 当施設の書類等複写される場合の費用となります。
<input type="checkbox"/>	証明書代 3,000円／枚 (証明印につき) 領収書の再発行代等

* 変更がございましたら、お知らせください。

年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い同意の上、本書面を交付しました。

特別養護老人ホーム そせい苑

説明者 職 種

氏 名

Ⓜ

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始、及び個人情報の使用に同意しました。所定の利用料金の支払いに同意し、本書面の交付を受けました。

利用 者

住 所 〒

氏 名

Ⓜ

代 筆 者

住 所 〒

氏 名

Ⓜ

続柄 ()